

令和8年度 要約筆記者養成講座（手書きコース）実施要項

1 内 容

厚生労働省の要約筆記者養成カリキュラムに基づき、聴覚障害者への情報保障を担う要約筆記者の養成を行います。聴覚障害者のコミュニケーション手段として、要約筆記を行う際に必要な知識の習得及び技術の向上を目指します。

2 対 象

- ・18歳以上の市内在住、在勤、在学の方で要約筆記に興味のある方
- ・講座修了後、神奈川県要約筆記者認定試験（参照「12 神奈川県要約筆記者認定試験について」）を受験し、合格後、市に登録し要約筆記活動ができる方。なお、県の要約筆記者としての活動もできます。

3 講座修了の要件

講座全体の出席日数のうち8割以上の出席。

4 定 員

15名（申込順）

5 会 場

障害者支援センター松が丘園 研修室（相模原市中央区松が丘1-23-1）

6 期 間

令和8年4月9日(木)から令和9年1月28日(木)まで。
全43回（午前の講座 10:00~12:00・共通の場合 13:00~15:00）
*日程等の詳細は別紙カリキュラムをご参照ください。

7 受 講 料

無料

8 申込方法

別紙受講申込書に必要事項を記入し、郵送、FAX、メールまたは直接お持ちください。

*消えるタイプのボールペンの使用はお控えください。



9 募集期間

令和8年2月18日(水)~3月31日(火)

10 講座受講の申し込み方法

申込の結果は、メールか電話でご連絡します。4月2日(木)までに、連絡のない場合は裏面の連絡先にご連絡ください。

11 申込み・問い合わせ先

相模原市立障害者支援センター松が丘園

住所：〒252-0223 相模原市中央区松が丘1-23-1

電話：042(758)2121

FAX：042(758)7070

e-mail：chiikishien@sagamihara-shafuku.or.jp

ホームページ：<http://www.sagamihara-shafuku.or.jp/>

*応募関係書類は、ホームページからもダウンロードできます。



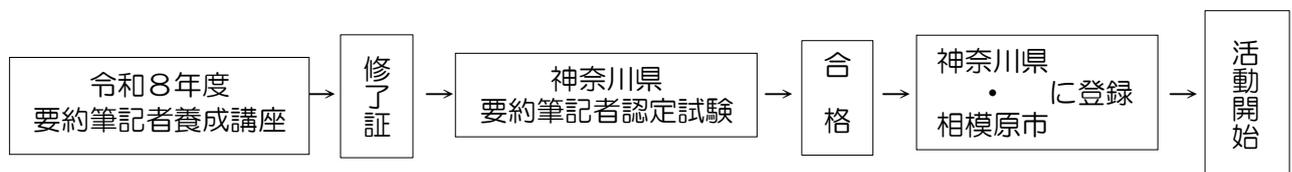
12 神奈川県要約筆記者認定試験について

市の養成講座受講後、県の要約筆記者認定試験を受験し、試験に合格することで、相模原市及び神奈川県に登録し、要約筆記者として活動を開始することができます。

(1) 試験会場 神奈川県聴覚障害者福祉センター（藤沢市藤沢 933-2）（予定）

(2) 試験日程 *試験日につきましては、開講日にお知らせいたします。

13 講座受講から要約筆記者として活動を開始するまでの流れ



※諸般の事情により、講座の時間変更、会場の変更、延期、休講、中止などもあり得ます。ご了承ください。

※駐車場に限りがございますので、なるべく公共の交通機関をご利用ください。淵野辺公園駐車場には駐車しないようお願いいたします。

<要約筆記とは何か>

耳が聞こえない方、聞こえにくい方に、その場の音声情報を文字にして伝える方法が「要約筆記」です。音声を聞いて、それを「文字」にすることが求められます。

紙やロールに書いたり、身近な道具を使用いたします。チームで実施することもあるため、立位、座位、移動の動作がございます。

以上